様式第24号(第22条関係)

指定障害児通所支援事業・指定障害児相談支援事業

廃止・休止・再開届

年　　月　　日

　（宛先）富山市長

所　在　地

届出者　名　　　称

代表者氏名

　　　指定障害児通所支援事業・指定障害児相談支援事業を(廃止する・休止する・再開した)ので、

児童福祉法第21条の5の20第3項(第21条の5の20第4項、第24条の32)の規定により届け出ます。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　 | 事業所番号 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 廃止・休止・再開に係る事業所 | 名　　　称 | 　 |
| 所　在　地 |  |
| サービスの種類 | 　 |
| 廃止・休止・再開の年月日 | 　　　　年　　　月　　　日 |
| 廃止・休止の理由 | 　 |
| 現に指定通所支援・指定相談支援を受けている者に対する措置等(廃止・休止の場合に限る。) | 　 |
| 休止予定期間 | 　　　　年　　　月　　　日から　　　　年　　　月　　　日まで |

備考

　1　事業の再開に係る届出にあっては、当該施設に係る職員の勤務体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務体制及び勤務形態一覧表を添付すること。

　2　再開の場合は、休止した事業を再開したときから10日以内に届け出ること。

　3　事業の廃止又は休止に係る届出にあつては、次に掲げる事項を記載した書類を添付すること。

　　(1)　現に指定通所支援・指定障害児相談支援を受けている者及びその保護者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き続き当該指定通所支援・指定障害児相談支援に相当する支援の提供を希望する旨の申出の有無

　　(2)　引き続き当該指定通所支援・指定障害児相談支援に相当する支援の提供を希望する者に対し、必要な障害児通所支援・障害児相談支援を継続的に提供する他の指定障害児通所支援事業者・指定障害児相談支援事業者の名称

　4　廃止又は休止の場合は、指定通所支援・指定障害児相談支援の事業を廃止又は休止しようとする日の1月前までに届け出ること。